

上富良野町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情、及び二次被害及び再被害の防止に十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項に定める施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うと

もに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有している犯罪等により害を被った者のうち、犯罪行為により死亡した者の遺族（その犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していたものに限る。）又は犯罪行為により傷病を受けた者に対し、見舞金を支給するものとする。

2 前項に規定する見舞金の額、対象者その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（日常生活の支援）

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第14条 町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力し、第7条第1項の支援を行うことができる。

（犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合）

第15条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（個人情報の適切な管理）

第16条 町は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷病について適用する。